

経 第 95 号  
令和5年4月28日

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に係る今後の対応等について (通知)

令和5年4月27日、国において、5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけを5類感染症に変更することが正式に決定されました。

これを受け、令和5年4月28日に開催した第61回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県における新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に係る今後の対応及び5月8日に千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止すること等について、確認しました。

つきましては、5類感染症への移行に係る今後の対応について、別添資料により、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等の各種措置については、令和5年5月7日をもって終了することを併せて申し添えます。

別添資料

「新型コロナウイルスは、5類感染症へ～5月8日以降、こう変わります～」

参考資料

「千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止等について」(令和5年4月28日千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部)

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電 話 : 043-223-2799

E-mail : jigyouhashien@mz.pref.chiba.lg.jp

# 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルスは、5類感染症へ  
～5月8日以降、こう変わります～

令和5年4月28日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 5月8日以降、こう変わります

 感染防止対策は個人や事業者の判断となります

 発症後5日間かつ症状軽快後24時間は外出を控えることが推奨されています(マスク着用は10日間推奨)

 心配な症状があるときは「千葉県新型コロナウイルス感染症相談センター」に相談できます

 医療提供体制は、基本的に他の一般的な感染症と同様になります

 医療費は自己負担が生じます(一部に公費支援あり)

 毎日の新規感染者数等の発表は終了します

# 感染防止対策について

5月8日以降は、個人や事業者の判断で自主的に感染防止対策に取り組んでいただくこととなります。

これまで

県が一律に感染防止対策を求めてきました。  
(県民)

- ・ 基本的な感染対策の徹底、外出自粛等の行動制限

(事業者)

- ・ 業種別ガイドラインの遵守を要請
- ・ 飲食店に対する営業時間短縮等の要請や認証店・確認店制度による感染防止対策
- ・ イベントの開催制限



5月8日～

県が一律に対応を求めることはせず、個人や事業者が自主的に判断して取り組むこととなります。

県は感染防止対策の参考となる情報の提供を行います。

## 継続する取組

重症化リスクの高い高齢者等に対する対策を継続します。

- ・ 高齢者施設等では、施設等におけるこれまでの感染対策を当面継続します。
- ・ 5月8日からワクチンの春開始接種を無料実施（65歳以上の方、基礎疾患を有する方、医療従事者、高齢者・障害者施設等従事者） ※ 令和5年秋開始接種を無料実施（5歳以上の全ての方）

# 感染防止対策の参考情報について

県ではホームページなどで感染防止対策の参考情報を提供していきます。  
皆さまの感染防止対策の確認などに役立ててください。

## 例 マスク着用の考え方

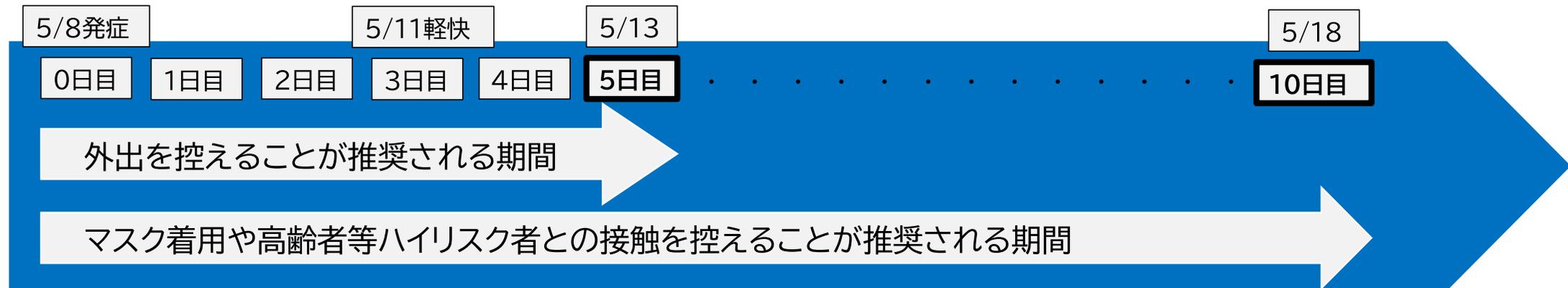
- マスクの着用は個人や事業者の判断により自主的な取り組みをお願いします。
- 高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な以下の場面では、着用が推奨されています。
  - ・ 医療機関を受診するとき
  - ・ 医療機関や高齢者施設等を訪問するとき など
- 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重してください。
  - ※ なお、事業者の判断でマスクの着用を求める場合は、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性も検討し、着用を強いることがないようお願いします。

# 療養等の考え方について

5月8日以降は、新型コロナ患者は法律に基づく外出自粛は求められず、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられます。

## ○ 本人が感染した場合

- ・ 発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えることを推奨
- ・ 発症後10日間が経過するまではマスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触を控えることを推奨



## ○ 家族等に感染者がいる場合

- ・ 感染者と同居している方は、7日目まではマスクの着用や高齢者等ハイリスク者との接触を控えるなどの配慮をお願いします。

※ 陽性者登録センターや、5月8日以降の新規患者に対する療養証明書の発行は、終了します。

# コロナかなと思ったら

これまで複数あった相談窓口を統一し、5月8日から、発熱された方や自宅療養中の方からの相談などに対応する相談窓口を開設します。

**千葉県新型コロナウイルス感染症相談センター**  
**24時間(土日・祝日を含む毎日)**  
**TEL0570-200-139**

- ✓ 発熱など心配な症状が出たときの相談
- ✓ どこで受診したらよいか分からない場合の受診先の相談
- ✓ 自宅療養中に症状が重くなったときの相談

# 医療提供体制について

医療提供体制は、基本的に季節性インフルエンザ等の他の一般的な感染症と同様になります。

## (外来)

まずは、かかりつけの医療機関を受診してください。かかりつけの医療機関がない場合や、かかりつけの医療機関で受診できない場合は、外来対応医療機関(約2,200機関を指定・公表予定 R5.4.21時点)で受診してください。

## (入院)

新型コロナ患者のために特別に病床を確保するという考え方から、通常の入院医療体制の中で他の感染症と同様に対応する考え方へ段階的に移行していきます。

## (入院調整)

他の疾病と同様に、入院の可否を医療機関が判断し、消防機関や医療機関間で調整します。

県は、過渡期において 医療機関間での円滑な入院調整を促進するとともに、必要に応じて24時間体制で入院調整を支援します。

妊産婦等、特段の配慮が必要な方のための入院調整の仕組みは当面継続します。

※ 臨時医療施設・宿泊療養施設は、廃止します。

・ 新型コロナの罹患後症状(後遺症)に悩む方の診療をしている医療機関を公表します。

# 医療費の取扱いについて

外来医療費・入院医療費ともに、保険診療(自己負担あり)となりますが、急激な負担増が生じないよう一定の公費支援があります。

## (外来医療費)

原則、保険診療(自己負担あり)となります。ただし、新型コロナウイルス感染症の治療薬の薬剤費については、令和5年9月末までは全額が公費支援の対象となります。

## (入院医療費)

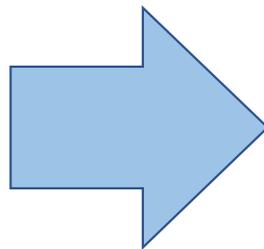
医療費は保険診療(自己負担あり)、食事代は自己負担となりますが、令和5年9月末までは、高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円を減額します。

④ ★75歳以上(住民税非課税)の方が、新型コロナ中等症で10日間入院したものと計算  
→新型コロナの補助がない場合の入院医療費=24,600円(食事代=6,300円)

これまで

入院医療費=0円  
(食事代=0円)

→入院医療費・食事代ともに全額公費負担



5月8日~

入院医療費=4,600円  
(食事代=6,300円)  
→入院医療費のみ2万円を減額

# 感染動向の把握について

5月8日から、季節性インフルエンザと同様、定点医療機関による感染動向把握に移行し、日ごとの新規感染者数等の発表は終了します。

これまで

医療機関等からの感染者数等の報告により感染動向を把握してきました。

日ごとの新規感染者数、死亡者数、集団感染事例を毎日報道発表し、県ホームページにおいて公表してきました。

感染状況のレベル分類を設定し、病床使用率等の状況、社会経済活動の状況、感染状況等の事象及び指標に基づきレベルを決定・公表してきました。



5月8日～

季節性インフルエンザと同様に、県が指定した医療機関からの週一回の報告により感染動向を把握していきます。

感染者の発生状況は、週一回、県衛生研究所(感染症情報センター)のホームページで公表します。

感染状況のレベル分類は、終了します。

・ 変異株の発生動向を引き続き把握するため、ゲノムサーベイランスについては一定程度継続します。

# 知事メッセージ

5月8日以降、県の新型コロナウイルスへの対応は、基本的に他の一般的な感染症と同様になっていきます。

今後も一定程度の数の感染が持続することが見込まれ、特に重症化リスクのある方を感染から守る観点からの対策は続きますが、これまでの「特別な病気に対する特別な対応」から「一般的な病気に対する普遍的な対応」へ、県全体で考え方をシフトする必要があります。

ここまでの県民の皆様一人ひとりの御協力に感謝します。これまでの苦労をお互いに称えつつ、5月8日から、新しい日々をスタートしましょう。

千葉県知事 熊谷 俊人

## 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止等について

令和5年4月28日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和2年3月26日に設置した千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部について、次のとおり廃止する。

### 1 廃止時期

令和5年5月8日に千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止する。

### 2 廃止根拠

新型インフルエンザ等対策特別措置法第25条

### 3 その他

- (1) 5類感染症に位置づけられることに伴い、特措法に基づき実施している県民・事業者の方への感染拡大防止対策に関する協力要請等の各種措置は5月7日をもって終了する。
- (2) 千葉県健康危機管理基本指針に基づき、必要に応じて千葉県健康危機管理対策本部会議等を開催する。